

(資料)

エルンスト・ヤング

アングロ・サクソン家族法(二)

村 井 衡 平

以上にみたのがアングロ・サクソンのメイズである。そこで次に、この団体の構成員の間の関係を規制する法律を考慮し、資料によって可能なかぎり、血族の法を形成する多くの権利・義務について記述しよう。

血族の義務についてのべているすべての法律を比較すれば、これらの義務は、その形成においてはちがっているが——それが後見人としての職務なのか、血の復讐において戦うことなのか、または裁判所の面前で宣誓のうえ、援助することなのか——すべての基礎に一つの観念がよこたわっている——それは保護という観念である。孤児の後見のように、この保護のいくつかの形式は、社会のすべての発展段階およびすべ

アングロ・サクソン家族法(二)

ての法律に共通のものである。初期の法の特徴は、ここではただ、慣習によりこの保護がつねに血族によって行使されていることである。この保護の他の形式は、血の復讐および裁判所の面前において相互に援助する旨の誓約のように、原始社会に特有のものである。強力に集中された公法はまだ発展していないか、または封建主義の原理がまだ初期の法を破るにいたっていない。このような初期の時代には、個人の安全は、相互の保証という体系によってのみ確保されることができた。そして、メイズという組織がそれ自身、この目的のために当然に提供された。なぜならば、ここで各人が享受した保護に都合よく、彼自身の血のゆえに、愛情という刺激がさ

(五一三) 九三

らにつけ加えられたからである。アングロ・サクソンの初期の法律の中に、この相互的な保証の体系が純粹な形でみられる。そして、その後の王達のもとで、それは弱められたけれども、一方では公法が力を増し、領域を拡大することにより、また他方では人民の領主に対する準封建的な関係が発展することにより、アングロ・サクソン時代の全体を通じて、それは維持された。

血族によって与えられた保護の性質がちがっていると同様に、この保護を享受した人々の間にもちがいがあがある。アングロ・サクソン人の共同体において、すべての自由民——そして本編は自由民のみを扱う——は、二つの種類に分けられた。法律的に独立した人と、法律的に従属した人がそれである。彼等自身のために行為できる人々と、彼等の行為について後見人が必要とされた人々である。血族の義務は、それゆえに、法律的に独立した人々との間の義務と、もう一つ、法律的に従属した人々に対する独立した人々の義務に分けられる。最初のもものは、初期ゲルマンの社会に特有な構造にその根拠が求められる。二番目の種類については、はっきり区別しななければならない。法律的従属者は法律的独立者によって保護されなければならないということは、すべての法律が原則とする

ところである。しかし、ある人々は、自然的な理由により、社会のあらゆる発展段階において、法律的従属者である。そして、他の人々は、人為的な理由により、特殊な構造をもつ社会に特有な法律的従属者である。それゆえ、成年の女子は、アングロ・サクソン社会の構造に特有な理由により、アングロ・サクソン法において、法律的従属者である。すでに述べた相続権とは別に、血族の権利を彼等がそれに対応する義務との関連において考えてみよう。

法律上、独立している血族の間の義務は二つの題目に分けられる。一つは血の復讐から生じる義務、もう一つは裁判所の面前で身内の男子 (Kinsman) を防禦し、彼のため国に対し責任を負う義務がこれである。

血の復讐について完全に記述し、その歴史をひもとくのは本稿の範囲外である。自救権 (Right of self-help) の一つの形式として、その詳細な内容と限界を調査することは、刑事手続法の主題としての方がより適切である。ここでは、血の復讐において、血族の権利および義務は何であったか、をのべるのみが必要である。

エセルレッド王の法律の中の一つに、「もし平和の破壊が城砦 (Buth) の内部で犯されたならば、城砦の住民自身を

して殺害者達（その生死を問わず）または彼等の最近親の血族を逮捕に行かしめ、頭には頭を」という。もしこれを一人が殺された場合を記述するように変えるとき、「もし殺人が犯されたならば、殺された人自身の血族をして、殺害者達（または彼等の最近親の血族）を逮捕に行かしめ（生死を問わず）、頭には頭を」ということになる。これは復讐の原始的な形式を正確にのべたものであろう。いくつかの大陸の種類とちがい、アングロ・サクソン人は単なる身体的侵害を理由として復讐の権利を行使することを許さなかったが、しかしそれを有責的な殺人の場合はただ一つに限ってみとめた。ある人が殺されたとき、彼の血族は、同等の価値をもつ敵を殺すことよって、殺人の仕返しをしなければならぬ。殺人者の親族の義務は、単に彼の生命を防禦することのみであつた。しかし、イネ王およびアルフレッド王の法律以前に、殺された人の血族は示談金をうけ取る義務を負わされたかどうか、または、もし彼等がそれを選ばなければ、いぜんとして自由に復讐を選ぶことができたかどうか、たしかなことはわからないが、すでにタキトウスの時代そしてアングロ・サクソンの初期の法律の中に、金銭による賠償の体系が発達していた。金銭賠償の体系のもので、殺された人の親族は、人命

金の支払を請求するか、復讐を遂行しなければならない。彼等はそれが支払われるとき、人命金に対する権利を有し、宣誓のうえ、殺人者と彼の血族を復讐から解放しなければならぬ。人命金の割賦金 *Headstapen* は、父・子・兄弟および父方の叔父の間で平等に分けられた。残余の人命金は血族によつて配分されたが、正確に血族の誰れ誰れか、はっきりしない。三分の二が父方の血族に、三分の一が母方の血族に支払われたことは明らかである。これ以上のことは何も証明できない。

殺人の責を負わされた人の血族は、何よりもまず、もし彼が無責であれば、彼の父方および母方の血族の宣誓により、責任を免れさせなければならない。これが不可能ならば、彼等は賠償を支払うことよって復讐を免れるため、彼のかたきと交渉しなければならないし、または彼の行為について個人的に責任を負い、そして復讐において殺される義務を負うことになる。もし彼が彼のかたきよって逮捕されるならば、血族は三十日以内に賠償を支払って、彼を自由にしなければならない。彼等は人命金の支払について、彼の父方の血族八人と母方の血族四人の保証人にならなければならない。そして、平和が保持されるべき旨を宣誓しなければならない。彼

は、もし可能ならば、彼の固有財産から支払わなければならぬ。彼がもし不可能であれば、血族が支払わなければならぬ。父方の血族が三分の二、母方の血族が三分の一を支払う。もし彼が支払不能であり、彼の血族も不能か、または支払わないならば、彼は法益を剝奪されてしまう。もし彼が任意に土地を去るならば、エセルバート王の法律において、血族の義務は人命金の半分に限定される。しかし、明らかにアルフレッド王の時代に、彼等は金額を支払わなければならぬ。ただ、もし父方の血族がいなく、母方の血族の義務は、彼等の割り当て以上を支払う必要はない。ギルド仲間が三分の一を支払い、殺人者は三分の一を免れた。同様の方法で、父方の血族の義務は、母方の血族がいなくとも、三分の二を支払いに留められた。

復讐の権利を行使するについての唯一の合法的な根拠は、その人の身内の男子を有責的に殺害したことであるときぎにのべた。ある場合に殺害は許され、そして血族は殺人のかたきを打つことはできなかった。かくて、人は“Orwige”を行わなければならない。——すなわち、殺人の罪を招くことなく——もし彼が閉じられたドアの内側に彼の妻・娘・姉妹または母と一緒にいる他人を発見したならば、現行犯で逮捕さ

れた泥棒もまた、刑事責任を免除されて殺されるべきであり、殺人者のみ、宣誓のうえ、彼は泥棒であったことを立証しなければならぬ。もし殺人者がそうしたならば、殺された人の血族は、殺人者を復讐から解放するように強制される。しかし、もし殺人者がその行為を秘密にするならば、殺された人の血族は、もし彼等が可能であれば、彼等の身内の男子の潔白を証明することが許された。彼等がそれに成功するならば、殺人者は人命金を支払わなければならない。しかし、もし彼等がそうしようとして失敗したならば、彼等は高額の罰金を科せられ、そして彼等の身内の男子は復讐をとげないままとなる。立証の方法は父方の血族二人と母方の血族一人の宣誓によるか、または神判 (ordeal) によつた。

血の復讐から生じる義務と並んで、血族は一般に裁判所の面前で、宣誓により、原告であるか、被告であるかを問わず、彼等の身内の男子を援助する義務を負わされた。殺人の責に對する宣誓および彼等の身内の男子を「泥棒を理由とする殺人」(slain as a thief) として、潔白を証明するための宣誓における彼等の役割が注目された。血の復讐とは全く別個の一つの事例がノーサンブリアの聖職者の法の中に見出される。そこでは、王の郷土は、魔法または偶像崇拜の責について、

彼の十二人の身内の男子の宣誓によって、潔白を証明しなければならなかった。

もしメイズの組織が、それ自身、初期の時代に要求された相互的な保証のための無理のない手段を提供したものであるならば、国にとつても、また無法な人々を正すことができる警察機構として有用であった。村民集会 (folk-genot) において、土地を所有しない彼等の身内の男子が領主をもてるように世話をするか、さもなければ、彼等自身が国に対し、彼のために責任を引き受けるのが、血族の義務の一つであった。もし彼等がこれをしなければ、彼は法益を剝奪され、そして誰れかによって泥棒として殺害されたにちがいない。もし誰れかが泥棒・魔法などを理由に投獄されたならば、彼の血族は、多分、もし彼の財産が充分でなければ、彼の罰金を支払わなければならぬし、彼の釈放に当って、彼の善行 (good conduct) の保証人となる必要があった。神判において有責と認定された札つきの泥棒は、法益被剝奪者として殺害されることができた。ただし、彼の血族が彼の罰金を支払い、彼の保証人となるときは別であった。その後になつて彼が泥棒をするならば、彼等は彼のために支払い、彼を再び監獄に入れないでなければならない。もし血族が彼等の身内の男子のために

領主を見付けたとしても、領主は血族のこのような義務を引き受けるよう、強いられることはなかったと思われる。領主は、彼がそれを選ばなければ、そうするだろうし、またはその男を彼の血族の責任に返すかも知れない。エドガー王の時代から、警察機構としてのメイズはもはや存在していない。それは純粋に政治的な性格を具えた警察機構にとつて代わられた。そして、これまで血族によって行使されてきた警察義務は、これら政治機構の構成員へと移つていった。

最後に、自分自身を保護する法律上の能力をもたず、また世帯 (Household) の長によって保護されることができるような世帯の構成員でもなかった彼等のすべての血族を保護することは、血族の義務であった。血族によって行われたこの保護は、世帯の長によって行われる保護に代わる唯一のものであった。後見の法は、それゆゑに、単に世帯の法を拡張したものにすぎず、そして、かかるものとして世帯の法が知られるとき、より都合よく考えられたであらう。

これまでの主題を形成してきた血族のさまざまな法律は、次第に——それらの多くはサクソン時代が終るや否や——用いられなくなり、変化した事情と社会の要求により良く適用される他の規則によって、とつて代わられた。封建制度に必

要であるため、ある種の財産について最近にいたるまで、相続法の分野（ここで古い体系はそれ自身、維持されているけれども）において、完全な変更を強いることになった。ローマ法の影響のもとに、より正確かつ精密であり、しかもより広く適用が可能な親等の計算についてのローマの体系は、すでにグランビルおよびブラックトンの時代に、古い体系（たとえ絵のように美しくとも、大変気のきかない）に替って代わっていた。すでにサクソンの時代に、警察の問題に関する血族の責任は、より進歩した政治的概念のうえに基礎をおく他の機構に移っていた。私的な復讐の権利は、それから生じる権利・義務とともに、サクソンの諸王のあらゆる敵意ある努力に対して、それ自身を維持したけれども、ノルマンの王たちのもとで強力な中央集権の国家権力が急速に発展するにつれ、はやばやと屈服せざるをえなかった。血族は後見の権利さえも終局的に失ってしまい、慣習上の後見人は、裁判所によって任命された人に道をゆずった。血族の法に属する通則は、イギリス法に永続する跡を何も残していない。しかし、世帯に関する法とは、その事情が大変にちがっている。ここでわれわれは、一つの制度 (Institution) について用事がある。われわれはアリアン人種の社会の種々の事情、その

社会の基礎について、知るかぎりさかのぼってみよう。そうすれば、外観がいかに変わったとしても、世帯は、それが歴史の中に最初に現われたチュートン人種のそれと、いぜんとして同じであるといつてもいいすぎではない。世帯に関する法が多くの主要な修正を経験しなかったというのではない。父はもはや、彼等の娘を売っても婚姻させるのではないし、未成年の男子を奴隷に売ることもない。しかし、現代の世界の基本的な特色は、すでに最も初期のチュートン族の法の中に存在していた。そして、日々の出来事は、われわれの異教の祖先の最も古めかしい制度を思い出させる。花婿は花嫁の指に指輪をはめ、「この指輪をはめて、私はお前と結婚する」という言葉をのべるのは、古代サクソン人と非常によく似ている。古代サクソン人は花嫁の父に金を与えたが、指輪はこの金を表わすものであって、結婚式または保証人と相まって契約を拘束することになる。そして、イギリスのコモン・ローにより寡婦に与えられる亡夫の遺産の三分の一は、「現世におけるすべての財産を、私はお前に与える」という結婚式の言葉よりも、その初期の原型の方に、より忠実である。

しかし、世帯に関する古代ゲルマン法は、現代の法律および慣習の起源を示しているがゆえに、意味があり、しかも重

要であるに留まらない。それは比較歴史学を学ぶものにとつて、一つの型——多分われわれが知っている最も古めかしい型である——原始アリアン人種の制度の一つの型を提供してくれるがゆえに、さらに重要である。ローマの家族を、一人の首長を頭に頂き、その人の絶対的な意思に、妻も子も奴隷も家畜もすべて従うという厳格な概念において、原始アリアン人種の家族の典型的な形式を考え、ゲルマンの家族をローマの家族に照らして研究するのが、長い間の風潮であった。たしかに、ローマの家族に対するゲルマンの家族の關係という問題よりもさらに困難ないくつかの問題が提起されよう。両者はいかなる点において、本質的に同じなのであるうか。もし同じでなければ、どの点でちがっており、またいずれの方が、より早く、そしてより純粋な形式であったのだろうか。これらの質問について、学者の見解が一つであるということとは、とうていありえない。これらの質問に答えることは、本稿の目的を遠くはなれることになる。しかし、ゲルマンの家族とローマの家族の主要なちがいについて、いくつかの示唆を与えることは、ゲルマンの世帯の眞実の性格をより明白にするために役立つであらう。

初期のゲルマン法において、血族はローマ法におけるよう

アングロ・サクソン家族法 (一)

に、父方の親族 (*agnate*) に限られることも、または彼等の血統が男系を通して共通の祖先より由来する人々に限られることもなかった。母方の血族は、たとえ父方の血族よりもある点では不利であったとしても、なお各人の家族の重要な部分をなしており、相互の権利・義務の密接な絆によって、彼に結びつけられていた。妻は婚姻後も彼女自身のメイズに留まっていた。彼女の夫は、単に彼女の後見人となるにすぎなかった。彼女の子供は、彼等の父方の血族であると同じく、母方の血族でもあった。ゲルマンとローマの制度のちがいは本質的なものであって、それから生じる最も重要な結果である。妻は彼女の夫の絶対的な権限のものにはないし、夫が権限を濫用することから、彼女の血族によって保護されていた。子供さえも父の権限の濫用に對し、母方の血族によって保護されていたようにみえる。ゲルマンの世帯の構成員は、世帯の長に對しても権利を有しており、——この権利は母方の血族の介入によって効果的なものとされた——母方の血族を法律上、全く血族とはみななかったローマの体系のもとでは、このような準備は不可能であった。これはローマの家長権 (*Patria Potestas*) ——子供は父の生存中、理論的には、彼等が潜在的な権利をもっていたかぎりにおいて、奴隷よりは

少しましな位——とは何か全くちがったものであった。サー・ヘンリー・メインは家長権について、次のようにのべている。「原始社会の組織は、もし人々が自分自身を母の親族の親族であると称するならば、困乱に直面するだろうということは明らかである。一人の人が二つの家長権に服さなければならなくなるといのが、その推論である。しかし、別の家長権は別の司法権を意味している。それゆえ、それらの二つに服する人は、同時に二つの別の規律に服さなければならぬ。家族が父を源とする独自の制度によって統治される。帝領内の一帝領 (*imperium in imperio*)」であるかぎり、親族関係を父方の血族に限ることは、家庭内で法律が矛盾しないようにするため、必要な保証であった」という。この意見が正しいことは、直ちに明白である。母の血族としてみとめられるとき、妻・子供に対する父の絶対的な権限は存在しえなかつた。ここから自然にただ一つ、次のことが推論される。すなわち、人々が彼等自身を彼等の母の親族とよぶのをわれわれが発見するとき、ローマにおいて知られたような家長権は、存在しえなかつたということである。この議論はさらに進んで、次のことをさす示すであろう。すなわち、法が存在しえたといわれる社会のどの段階においても、家長体系はい

つも可能であるとしても、——この点は決して明らかでないが——それは家族の範囲を父方の血族に制限するところにおいてのみだということである。サー・ヘンリーが古代法の一三八頁において、「ゲルマンのすべての移民民は、家族の団体的結合を *Mund* ——すなわ家父権的首長の権限のもとに認識したようにみえる。しかし、その権限は明らかに腐爛した家長権の遺物でしかなく、ローマの父によって享受されたそれには遠く及ばない」とのべるとき、彼は、ローマの父方の血族が原始ゲルマンの体系にもとづくものであったとするとときと同様、まちがいを犯している。すべてのゲルマン法において、母方の血族は家族の中のきわめて重要な部分をなしていたということ以上に、たしかな証拠はない。男系の優位が示されるどころはどこでも、このことは、武器財 (*Arms-estate*) の相続におけるように具体的な場合の必要にもとづか、またはサリカ法およびチューリングン法の中で土地の相続に男系が優先するように、改革のためのあらゆる特色を具えている。ゲルマンの部族法が書かれたとき、血族の間で土地を相続するのは比較的最近の制度であったこと、さらにこれは移住と征服の時代であったこと、を覚えておくべきである。土地の相続を男系に制限することが、かかる事情のもと

で、その後の封建時代に長子相続制を発生させたものと類似した要因にもとづいて導入されたとしても、おどろくには当らない。初期のゲルマンの法の中に、原始ゲルマンの血族関係は共通の祖先に源をもつ女系の子孫に制限されたという原理を支持するに十分な証拠が、それは男系親の体系であったとする証拠と同じ程度に存している。タキトウスがその著ゲルマニア第二十章において、「姉妹の男児（甥）には、母方の叔父のもとにおいても、その父のもとにおけると同様の尊敬が払われる」とのべると、サリカ法によって動産の相続に関して女系親に与えられた優先権とがこれを立証している。

ここでは、これらの点に注目するのが最も大切なことである。なぜならば、彼が最後に被露した「制度に関する初期の歴史」(Early History of Institution)と題する講演の中で、サ・ヘンリーは、イングランドにおける土地の私有は、当初、家長の所有権から由来したものであるとの見解を、彼の偉大な権威で是認したからである。このことは、家長体系またはこれに類似したものは、かつてイングランドのサクソン人の間に存在したということの意味するものではないのは、たしかである。アングロ・サクソン人のメイズは、すべてが一人の首長のもとにある一定の人々によって構成されたはつきり

した団体ではなかった。メイズは解くことのできないほど織り合わされていた。メイズがはつきりした形をとり、そして数人の血族が彼等の個有的場所を与えられるのは、親等の計算に当って、ある一人の人が出発点とされる場合のみである。従兄弟は同一のメイズの中にあつたが、その一人の母方のメイズは他の一人のメイズには属しなかった。さらに、すでに歴史的な時代には、個人が民族を支配していた。アングロ・サクソン法における血族の権利は、個人的な権利であつた。血族の義務は個人的な義務であつて、親等がいかに近く、いかに遠くとも、最近の三親等ないし六親等によって享有され、または彼等を拘束した。最初の体系においては、しかしながら、死者の子および孫は、財産を分けることなく共同生活をするのが通例であつたようにみえる。そして、多分、先史時代に、大集団の血族はそうしたであろう。しかし、ここにおいてさえ、家長は存在しない。この団体の中の分別ざかりの年頃のもの、法律上、同じ地位を保っている。一人の祖先の意思にすべての子孫が従うのではなく、近い血族が自発的に結合したものである。そして、かかる団体の中の家族会議によって行使された支配は、原始ゲルマンの自由な民主的構成が初期ローマの高度に貴族的な構成に似ていたように、

家長的な首長の専制的な権限に少ばかり似ている。

ゲルマンとローマの世帯の間のみられる他の主要な相違点は、ゲルマン法において、息子は父の生存中、親権のもとに留ることなく、小さいときに独立したということであるが、一定の年令に達したときか、または父の世帯から離れたときかについては、のちに考察することにしよう。ここでも再び、ゲルマンの体系は家長原理と全く相反するものであった。この原理にとって根本的なことは、父が彼の子孫のうえに及ぼす権限は、彼の生涯継続すべきであるとする点にある。手短かにいえば、いかなる局面のもとにおいても、ゲルマンの世帯はそれ自身、ローマとはちがったいくらか急進的なものであり、そしてゲルマンの家族体系を、家長的体系に似たどのようなものとも完全にちがった、何かあるものとして示している。

だが、目下探求中の主題——世帯に関するアングロ・サクソンの法——に帰えらなければならない。この主題のもとで、父が彼の子供に対する関係、婚姻および夫婦の関係が考察されなければならない。何よりもまず、父の権限は適法な婚姻から産れた子供にのみ及んだことに注目する必要がある。父は彼の非嫡出子を認知することによって、子供に世帯内での

居所と保護を与えることができ、しかもそうすることによって、もし子供が殺された場合に、人命金を得る権利を取得した。しかし、彼は子供に相続権または血族の関係にもとづく権利を与えることはできなかった。父の権限の性質は、財産に関するものではなく、監護に関するものであった。それはゲエベール (gewere) ではなく、ムント (mund) であった。そして、父のこのムントは絶対的なものではなく、子供は血族の介入によって力を發揮する権利をもっていたので、制限されたものであった。父がかつて生殺与奪の権利をもっていたことはなさそうである。ただし、食物をたべなかつた子供に対する場合は別であった。この制限された権利さえも、フリーブランド人の間にみられるにすぎない。子供を奴隷に売る権利は必要な場合に限られており、そしてアングロ・サクソン法においては、七才未満の子供に限って適用された。売られたときでも、彼等は他の奴隷とはちがった取り扱いをうけていた。子供を懲戒する権利は、すべての親としての権限に由来する自然権である。アングロ・サクソン法において、多くの部族法におけると同様に、それは明白に父に帰属していた。父が彼の子供に服従を強いるのもまた自然権であった。初期のアングロ・サクソン時代において、彼は未成年の娘を、

彼女の意思に反して婚姻させることができた。テオドルスの悔罪規則書第十九節・二十七条によれば、「娘は、真実、十六才または十七才まで、親の権限のもとにおかれるべきである。その年令をすぎたならば、親は娘の意思に反して娘を婚姻させることは許されない」という。しかし、すでに十世紀に、この点に関する父の権限は婚姻を拒否することに制限されていた。娘を婚姻させる権利に似たものとしては、娘を修道院に送る権利または修道院に入るのを阻止する権利があった。これらの点に関して、息子のうえに及ぼされた親の権限はいかなる範囲のものであったか、明らかでない。父は多分、息子が婚姻しまたは修道院に入るのを禁止することができたであろう。そして、多分、最初は息子を修道院に入れる権利をもっていたであろう。

父の重要な権利または義務は、裁判所の前で子供を代理し、彼等に加えられた何らかの侵害について訴を提起し、または彼等の犯した侵害を賠償することであった。これらの権利および義務は、ゲルマンの体系に固有なものであったので、アングロ・サクソン人の法律の中では一度も言及されていない。このように言及されていないことは、多分、それらが存在したことの最も強力な証拠である。最後に、父は彼

の息子の財産を管理する権利をもっていた。もちろん、これは息子が父以外のある筋から、たとえば母または彼女の血族から、相続によって取得するであろう財産についてのみ適用される。アングロ・サクソン法は、すべて初期の、そしてより純粋なゲルマン法がそうであったと同様に、彼の息子の財産に関する父の権限を明らかにする何物も含んでいない。そこで第二次的に、ザクセン・シュペーゲルのような後期の大陸的な典拠、または多かれ少かれ、西ゴート法のようにローマ法の影響をうけた法典にたよらなければならない。これだけは、しかしながら、完全に確かめられることができる。すなわち、彼の息子の財産について、父はゲベールをもっており、この結果として、使用権をもっていたということである。かかる財産を譲渡する彼の権限は、それが必要とされる場合に限られた。これ以上の結論を出すことは、証拠が是認しないであろう。

親の権限は、息子が修道僧になったか、または父が修道僧になったか、その他、法律上、無能力になったとき、必然的に終了した。前者の場合、息子は教会の後見に入った。後者の場合、最近親者の後見に入った。これら特別の場合とは別として、いつ、いかにして親の権限が終了したかは、大変に困

難な問題であり、この点に關して、種々の見解がゲルマンの學者によつて主張された。タキトウスの時代には、意見が多数に分かれる余地はなかった。その時代、息子は一定の年齢に達して親の権限から離れたのではなく、彼等の身体が成熟し、武装することができるようになったときである。解放 (manicipation) は形式的な儀式を必要とし、集会において、青年に武器を授けることにあつた。これは父または彼の同意を得た第三者によつて行われることができた。後者の場合、息子が父によつて第三者に引渡されること、が先であつた。そして、解放は、解放者と被解放者との間に特別な人的關係を創設する効果があつた。この關係のもつ性質は、それに先立つ引渡し契約によつて決まつた。かかる第三者による解放のもつ一般的な目的は、彼と被解放者との間に領主と個人的從者の關係を作り出すことにあつた。しかし、それはまた父としての關係を作り出したであらう。この場合、解放者は養父になつたが、しかし彼は親としての権限を取得しなかつたであらう。その効果は單に、養子に彼の養父を相続する權利を与えるにすぎなかつたであらう。息子の場合と全く同じような方法により、被後見人は、後見人が集会において彼に武器を与えたとき、法律上、獨立することになつた。これら三

つの場合はすべて、ゲルマニアの第十三章のよく引用される一節の中に含まれている。「しかし、武器を帯びることは、邦家 (土地共同団体—*civitas*) がその資格があるとみとめるまでは、一般に何人にも許されない習いである。そのみとめられたとき、同じくかの集会において、長老のうちのある人、または (その青年の) 父、または近親のものが、楯とフラムアとをもつて、青年を飾る」という。長老によつて武器が与えられるならば、青年は長老の個人的從者になる。父によつて武器が与えられること——これが通常の例であるが——單に息子の親の権限から自由にし、そして彼を法律上、獨立させることになる。近親によつて武器が与えられるとき、それに先立つて父が息子を近親に引渡しならば、ゾームにより、養子縁組とみなされた。しかし、それは孤児である被後見人について、彼の最近親者の後見を免れさせる一つの方法として考える方が、より自然のように思われる。なぜならば、その当時、何才で成年になるか、決められていなかったたので、この種の方法が後見人の権限を終了させるために必要だつたのであらう。

父の権限がそれによつて終止符を打たれた特別な行為は解放とよばれたが、しかしそれがローマの家父長権免除 (*eman-*

ipation)と共通する何物かをもっていたと考えてはならない。後者は解放された息子を彼の家族から去らせ、そして血族の絆およびそれから生じるすべての権利を破壊してしまつた。かくして、解放された息子は、彼の生来の家族の中でのすべての相続権を失つた。ゲルマンの解放は、たかだか、われわれのいう成年または成年到達にすぎなかつた。特別な行為が必要であつた。なぜならば、まず成年という法律用語は定まっていなかつたからである。しかし、解放は血族の絆またはそれから生じる権利に何の影響も及ぼさなかつた。それはただ、息子を共同体の独立の構成員としたにすぎない。ローマ法で生じたような効果は、父の死亡によつてはじめて生じたにすぎない。これこそ、ローマとゲルマンの家族の間の根本的な相違から生じる唯一の他の結果であつて、しかもそのかぎりでは、両者の相違に関する別の証拠をなしている。

タキトウスの時代に効力のあつた法の中で、最初に、被後見人の場合について変更が要求されたにちがいない。後見人は彼の被後見人の財産を使用し、収益したので、できるかぎり長期間、被後見人の世話を続けたいという誘惑が強くはたらいたのであろう。この弊害に対抗して、被後見人が法律上独立する年令を定める立法が行われた。そして、事実かかる

立法は、すべての部族法の中に見出される。このような変化は、父の息子に対する関係に影響を及ぼしたことも事実である。同一の定められた時期に息子を独立させるのが通則となつたであらう。被後見人と息子のちがう点は、ただ、被後見人は成年に達したという事実によつて独立するのに対し、息子は、しかしながら、きちんと一定の時期またはその頃に行われた特別の行為によつて解放されることがいぜんとして必要であつた。

この点から二つの発展の方向がみとめられる。父の権限は後見人のそれに縮減され、しかも息子が成年に達したという事実によつて終了するか、または二つの権限が全く別個のものとして維持され、息子の解放のためには特別な行為がいぜんとして必要とされるか、のいずれかである。前者はクラウト (Kraut) の見解であり、後者はスタップス (Stobbes) の意見である。アングロ・サクソン法に関するすべての問題をしばらくおき、大陸法のみをみると、スタップスは大陸のいくつかの種族——フランク、アラマン及び西ゴート——について、彼の見解を立証した。これらの種族において、息子の解放には、部族法の時代においてさえ、特別な行為を必要とした。武器を授与するという古い儀式とは別に、他の形式

が現われてくる。たとえばフランク族の間では、少年の頭髪を切るというように。婚姻はその事実によって息子を独立させた。スタッブスは、しかしながら部族法の時代においても、特別な行為による息子の解放が、成年に達することによって、きちんと行われたことをみとめている。

中世初期の時代において、つまりザクセン・シュビーゲルの時代、頭髪を切るとか、武器を授与することによってなされる古い解放の形式は、文明の進歩に直面して必然的にそうなったにちがいないが、用いられなくなった。それゆえ、親の権限がいまや後見に似たものとなり、成年に達することによって、それと同様に終了するのになければ、何か新しい解放の原因が見出されなければならない。スタッブスはかかる原因を、息子が彼の父の主帯から離れることに見出すのである。これは一般に息子の婚姻に際して行われ、そしてそれに伴って、きちんと父と息子の間で財産の配分が行われる。婚姻は、事実上、息子に対する親の権限を終了させるものとして考えられていたことは、すでにのべたとおりである。初期の法においては、しかしながら、婚姻は、成年が最近に確立された法律を除いて、解放のための顕著な形式としては現われていない。十才、十二才または十四才という若い年令

がいぜんとして標準であった法律において、息子は自然と、婚姻のための通常の年令に達する前に解放されたであろう。クラウトはもちろん、初期の時代に関しては後者の見解——つまり、父の権限は息子が成年に達することによって終了した——を支持している。当面の目的のために、法律書 (Law Books) の時代について議論する価値をとり上げて長々と論じるのは、有益なことではなからう。このためには、その時代の多数の法源の中のぼう大な文章を細かく調査することが必要とならう。一つ簡単な示唆をすることを許されたい。クラウトとスタッブスの議論を研究したのち、誰れでも、ザクセン・シュビーゲルの時代に関するかぎり、両者の見解は、一見してそう思われるほどには隔りはないと感じるであろう。そして、なかんづく、見解の相違は、親の権限がゲルマン人の間では、現在われわれの間である以上のものではなく、ローマの家長権と同様、厳格・明確に定義された権利であって、必然的に完全に終了しなければならなかった、という事実を無視することから生じるように思われる。親の権限は、ローマ法において、家長権として財産に関する権利に似た身上の権利であったので、特権 (privilegium) ではなかった。法によれば、父は彼の息子のうえにある権限をもつべきである。息子が成

年に達したとき、これらの権限のあるものは終りを告げる。父と息子の間で財産の配分が行われるとき、父のどれか他の権限は終了する。クラウトによれば、親の権限は息子が成年に達したことによって終了するとしながら、父は引続いて共通財産 (Common Property) を管理し、そして世帯の長として、裁判所の面前で彼の息子を代理するものとみとめていゝる。父は世帯の福利のために必要なとき、息子に服従を要求することができた。他方、彼の息子の身体に及ぼす父の支配は、息子が成年に達したのちは最少限度のものに縮減された。父はもはや、彼の息子を懲罰することも、修道院に入るのを禁止することもできないし、彼の婚姻を阻止することもできない。スタップスは次のような事実さえみとめている。すなわち、息子の私有財産——彼が父以外の筋から取得した——について、父は単に後見人にすぎず、そして他の後見人と同様に担保を提供する義務を負わされたというのである。西ゴート法においては、少くとも、これは息子が成年に達したとき、婚姻しているかどうかを問わず、息子にかかる財産の分前を回復させることの保証を含んでいた。父の財産に關していえば、成年に達したことさえ重要な効果を及ぼしたことは、スタップスによってみとめられている。成年に達する前、

アングロ・サクソン家族法 (二)

息子は父が財産を他に譲渡するのに反対する権利をもたなかったが、成年に達したのち、彼はこの権利を取得した。いくつかの法律においても、息子はまたつねに、彼が成年に達したのち、彼の父の家を離れ、そして彼の選ぶところに従い、どこに行こうと、何をしようと自由であった。

すべてこれらの事柄は、難局を打開できる方法を示している。その一つは、スタップスにより、タキトウスおよびサリカ法典の時代における解放は、もつとあとの、父の世帯からの別離と同じ効果があつたと推論されることによって、残されている。しかし、これは事実であつたのだろうか。息子は彼の頭髮が切られたとき、共通財産についての彼の分け前を管理できたのであろうか。または、もし彼が彼の父の家に残つたならば、父は世帯の長として彼の行動を何も拘束しなかつたであらうと想像できようか。初期の法における特別な行為による解放は、身体の解放であつた。息子は法律上独立し、政治上の権利をもち、そして政治上・軍事上の義務を負つた。しかし、彼は引續いて彼の財産を、彼が婚姻するまで、父と共同で保有していた。成年前と成年後で彼の地位のちがうところは、成年前、彼は共通財産の管理に關して發言権をもたなかつたという事実によって、充分に示されている。成年後、

(五二七) 一〇七

この財産に影響を及ぼすすべての行為について、彼の同意が必要であった。彼はその後、解放されたのち、父の権限のもとにはなく、父と共同しており、父は年長者として、積極的に管理を行った。いまや、彼の息子の身体のうえに及ぼす父の権限は、タキトウスおよびサリカ法典の時代には、息子が

臣従 (Commentator) に関する特別な行為によって解放されたときに終りを告げ、そしてその後の法において、これらの慣習がすたれたとき、息子が成年に達したときに終了した。他方において、父と息子の共同所有権、同じ世帯内での彼等の共同生活、そして同じ家の内での彼等の生活に関して年長者としての父に必然的に与えられた支配権は、消滅してはいなかった。それらが消滅するのは、臣従 (これは世帯から離れることを予定している) によってではなく、父自身によって逐行された、武器を授与するとか、頭髪を切るという儀式によってであったといっておこう。それゆえ、その後の法において、それらは成年に達することによって消滅することとはなく、息子が父の世帯から離れるときまで継続していた。要するに、ゲルマンの父の権限は、ローマの家長権に似たいかなるものもほとんど形づくっていなかったもので、ゲルマン法の中にローマの家父長権免除と同様の効果をもつ何かを探

そうとしても、やはり無駄なことではあるまいか。解放という言葉づかいそれ自体が、今日の出来事を示すのにはよいが、原始ゲルマンにおいて現実に行われたことを示すのに、ほとんど適していない。